

令和4年第3回平取町議会臨時会（開会午前9時30分）

議長

皆さん、おはようございます。

只今より、令和4年第3回平取町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は11名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、4番井澤議員と5番金谷議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、本日議会運営委員会を開催し、協議をしておりますのでその結果を議会運営委員会委員長より報告願います。1番櫻井議員。

1番

櫻井議員

本日召集されました令和4年第3回平取町議会臨時会の議会運営につきましては、本日開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては、本日1日間とすることで意見の一致を見てございますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和4年2月分の出納検査の結果報告が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について町長より説明をお願いいたします。町長。

町長

行政報告をさせていただきます。まず、要望経過報告でございますけれども、この表にあるとおり、要望項目につきましては、日高山脈襟裳国定公園の国立公園指定に関する要望でございます。年内の指定をめどに環境省で作業を進めてございますけれども、日高町村会としても、公園区域の指定等に関し、地域の意向を最大限酌み入れていただくこと、及び林道、登山施設等の整備、ビジターセンター整備や観光振興にも視点を置いた管理運営等について、各町の意向を一括して要望してございます。これを契機に、今後さらに各町の要望事項等について、個別に環境省と協議を進めていくこととしてございます。要望先是環境省北海道地方環境事務所、要望月日は4月20日、要望者は日高総合開発期成会、日高町村会として私が参加をしてございます。

次に、包括連携協定の締結について報告させていただきます。まず（1）の協定でございますが、北海道文教大学との協定でございます。締結日は4月12日、恵庭市の北海道文教大学にて締結式を行っております。別紙1をご覧いた

だきたいと存じます。協定内容は、第1条の目的にありますとおり、両機関が包括的な連携のもと相互に協力し、地域課題に適切に対応し、地域社会の形成と発展に寄与するという内容にしてございます。具体的には、今後さらに協議を重ねることとしてございますけれども、学習の一環として、学生にアイヌ文化や農業などの分野で現地で学ぶ機会の創出、あるいは大学の高齢者福祉の分野でのヒューマンケア、食育などでの取組などを協力することを想定してございます。次に、(2)栗山町、栗山町教育委員会、栗山町北海道介護福祉学校との協定でございます。5月13日に平取町中央公民館で締結式を行っております。別紙2をご覧ください。協定内容でございますけれども、介護分野における人材の育成、確保及び定着促進、福祉教育の推進を図るということを目的としてございまして、町の介護の現場では、慢性的な人材不足に陥っているというような現状がありますので、それらに対応する取組の一環として、今回このような包括連携協定を締結したものでございます。具体的には、平取町として福祉学校への入学を奨励し、その間の生活費等を支援することで、当町での介護現場での人材確保を図り、福祉学校では入学検定料、入学金の免除制度等により、学生の確保を目指すということとしてございます。このほか、介護の仕事の魅力の発信ですとか、介護職員の資質の向上、定着等に関することも連携をして取り組んでいくということにしてございます。行政報告は以上でございます。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5、議案第1号、固定資産評価委員の選任についてを議題といたします。

本議案は同意案件ですので、税務課水谷課長の退席を求めます。

それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号、固定資産評価員の選任についてを説明いたします。固定資産を適正に評価し、かつ、町長が行う価格の決定を補助するための評価委員の選任について、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。選任する者は、住所、沙流郡平取町字荷菜51番地31。氏名、水谷安男。生年月日、昭和37年12月22日、59歳でございます。令和4年4月1日付の異動により税務課長となったことの選任でありますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第1号、固定資産評価委員の選任については同意することに決定しました。

日程第6、議案第2号、北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第2号、北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の一部変更についてご説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。今回の提案理由につきましては、北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の構成団体につきまして、新たに加入する団体の申出が行われたことに伴い、同組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものであります。変更内容についてご説明いたしますので、議案書3ページをお開き願います。同組合規約別表第1中、上川中部福祉事務組合を加えるものであります。なお、附則といまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものであります。以上、議案第2号、北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の一部変更についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第2号、北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の一部変更については、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号、北海道市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号、北海道市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げますので、議案書4ページをご覧ください。今回の提案理由につきましては、北海道市町村総合事務組合の構成団体について、このたび上川中部福祉事務組合が新たに加入することに伴いまして、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものであります。変更内容についてご説明いたしますので、議案書5ページをお開き願います。同組合規約別表第1、上川総合振興局(30)の項中、(30)を(31)に改め、上川広域滞納整理

機構の次に上川中部福祉事務組合を加え、また別表2の9の項中、上川広域滯納整理機構の次に、上川中部福祉事務所を加えるものであります。なお、附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行しようとするものであります。以上、議案第3号、北海道市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第3号、北海道市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更についてご説明申し上げますので、議案書6ページをご覧ください。今回の提案理由につきましては、北海道市町村職員退職手当組合の構成団体について、上川中部福祉事務組合が新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものであります。変更内容についてご説明いたしますので、議案書7ページをお開き願います。同組合規約別表(2)、一部事務組合及び広域連合の表を上川管内の項中富良野広域連合の次に、上川中部福祉事務組合を加えるものであります。なお、附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものであります。以上、議案第4号、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第4号、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更については、原案のとおり可決しました。

日程第9、報告第3号、専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第3号、専決処分報告についてご説明いたしますので、議案書44ページをお開きください。令和3年度平取町一般会計補正予算につきまして、専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。46ページをお開き願います。令和3年度平取町一般会計補正予算第15号は次に定めるところによるとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出の予算からそれぞれ32万円を減額し、歳入歳出予算の総額を79億6621万1000円にしたものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、50ページをお開き願います。4款1項4目環境衛生費、32万円を減額したものでございます。11節役務費、手数料32万円の減額です。本補正につきましては、3月9日開催の第2回定例会におきまして、旧二風谷温泉施設のコンデンサーに含まれておりました高濃度PCBの処理に係る手数料といたしまして、処理費49万4000円と運搬費32万円を補正させていただき、処理費につきましては、3月10日に処理業者と業務契約を締結したところでございますけれども、処理に当たりまして3月末までに業務を完了出来ないということで、処理費分49万4000円を繰越明許費として議決いただいたところでございます。運搬費につきましては、当初3月中に持ち込む予定をしておりましたけれども、処理業者から5月末まで受入れが出来ないということで、運搬することが出来なくなったことから運搬費32万円を減額し、令和4年度で改めて追加補正して対応することとしたものであります。歳出については以上でございます。次に歳入につきましてご説明いたしますので、49ページをご覧ください。20款1項1目繰越金、32万円の減額でございます。これは、只今歳出でご説明したとおり、運搬費の減額に伴う一般財源を前年度繰越金に繰り戻すものであります。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。本議案につきましては、その対応に緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に町長による専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき、その後に開かれた直近の議会である本臨時会においてこれを報告し、承認を求めようとするものであります。以上、報告第3号、専決処分報告についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について、報告通り承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第9、報告第3号、専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第10、議案第5号、令和4年度平取町一般会計補正予算第1号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号、令和4年度平取町一般会計補正予算第1号につきまして、ご説明いたしますので、8ページをお開きください。令和4年度平取町一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによるものとしております。第1条、歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出にそれぞれ679万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億1279万6000円にしようとするものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、12ページをお開きください。上段、4款1項4目環境衛生費、509万6000円を増額するものでございます。11節役務費、手数料347万7000円の増額です。これは、先ほど専決処分報告で説明いたしました旧二風谷温泉施設のコンデンサーの高濃度PCBの処理に伴い、現在そのコンデンサーをふれあいセンターで保管しておりますけれども、当初、プラスチックトレーに乗せ、段ボールをかぶせて仮に保管しておりましたけれども、コンデンサーからオイル漏れがありまして、それをビニール袋に入れ替えて、現在保管をしているところでございます。運搬時にオイル漏れがしないよう漏えい防止の作業が必要になったことからその作業費と、仮保管時にオイルが付着した段ボールなどにつきましても、汚染物ということでドラム缶に入れて別に処理が必要になったことから、その処理費と合わせまして81万4000円。また、先ほど専決で減額いたしました運搬費と新たに出ました汚染物の運搬費、合わせて59万2000円。さらに製造年が古い、中央公民館、町民体育館、青少年会館、平取中学校、振内小学校、貫気別小学校、旧荷負小学校の7施設のコンデンサーにつきましても検査したところ、ごく僅かのPCBが含まれていることが判明したため、更新する必要があることから、その更新作業費と古いコンデンサーの処理費用として7施設分、合わせて207万1000円ということで、手数料合計347万7000円を増額するものです。財源につきましては、全額、前年度繰越金を充当するものでございます。

18節負担金補助及び交付金、161万9000円の増額でございます。これは合併浄化槽設置費補助金で、当初予算で8基分を見込んでおりましたけれども、申請を受け付けたところ12基の申込みがあったため、4基分の補助金を増額するものでございます。財源につきましては、国庫補助金の循環型社会形成推進交付金53万9000円と、残り前年度繰越金を充当するものでございます。次に下段、5款1項4目畜産業費15節原材料費、170万円の増額です。これは4月18日に町営川向牧野におきまして、牧柵支柱等が盜難被害にあってることが判明いたしました、5月6日に門別警察署へ被害届を提出したところでございますけれども、今後の牧野業務に支障をきたすことから、早急に牧柵を整備する必要があることから、その資材を購入するものでございます。財源につきましては、全額、前年度繰越金を充当するものでございます。歳出については以上でございます。次に歳入につきましてご説明いたしますので、11ページをご覧ください。上段、15款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金、53万9000円の増額でございます。これは、先ほど歳出でご説明したとおり、合併浄化槽の増設分に係る補助金でありまして、事業費の3分の1が交付される循環型社会形成推進交付金を見込んだものであります。続いて下段、20款1項1目繰越金、625万7000円の増額でございます。今回の補正財源につきましては、只今の国庫補助金を充当し、さらに不足となる財源につきましては、前年度繰越金を充当するものでございます。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。以上、議案第5号、令和4年度平取町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

只今、説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第10、議案第5号、令和4年度平取町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決しました。

日程第11、報告第1号、専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

それでは、報告第1号、専決処分報告についてご説明いたします。議案書13ページをご覧ください。平取町税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものです。次のページをご覧ください。令和4年専決

処分第1号、平取町税条例等の一部改正につきまして、令和4年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をするものであります。今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び省令等が令和4年3月31日に公布され、原則として令和4年4月1日から施行されるため、平取町税条例等の一部を改正するものであります。地方税法等が改正され、直接影響のないもの、法令改正に合わせた字句の整理、条項のずれ、改正条文等については説明を省略させていただきます。それでは、本日お配りいたしました平取町税条例等の一部を改正する条例改正概要により、主な改正点をご説明いたします。一つ目は個人住民税関係で、個人住民税、住宅ローン控除の適用期限の延長等の改正です。所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除し切れなかった額を、所得税の課税総所得金額の5%の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除するものであります。二つ目は納税環境整備関係で、地方税務手続のデジタル化であります。地方税のオンライン手続のためのシステムを通じた電子申告、申請の対象手続や電子納付の対象税目、納付手段を拡大するものであります。三つ目は固定資産課税台帳または記載事項証明書に記載されているDV被害者等の住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に危害を及ぼす恐れがあると認められる場合など、固定資産課税台帳を閲覧させ、または記載事項証明書を交付することが適当でないと認められる場合において、市町村長が固定資産課税台帳、または記載事項証明書に講ずることができる措置の細目を定めるものであります。これらが地方税法等の改正による主なものとなります。先ほども申し上げたとおり、改正条文の説明は省略させていただきます。施行日は原則令和4年4月1日ですが、附則において、それぞれ施行日が異なっている規定があります。以上で、平取町税条例等の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第11、報告第1号、専決処分報告については報告のとおり承認いたしました。

日程第12、報告第2号、専決処分報告についてを議題といたします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第2号、専決処分報告についてご説明いたします。議案書41ページをご

覧ください。平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めようとするものであります。次のページをご覧ください。令和4年専決処分第2号、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、令和4年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものであります。専決処分理由をご説明いたします。今回の改正は、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日施行であるため、平取町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。本日配付の43の1ページの新旧対照表をご覧ください。第2条第2項は、基礎課税額の課税限度額を現行63万円を65万円に、第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税限度額を現行19万円を20万円に、第22条第1項は、保険税の減額措置に係る賦課限度額の規定で、基礎課税額を現行63万円を65万円に、裏面の43の3ページご覧いただきたいと思います。後期高齢者支援金等課税額を現行19万円を20万円に改正するものであります。43ページのほうをご覧いただきたいと思います。附則で第1項、この条例は令和4年4月1日から施行し、第2項で、この条例による改正後の平取町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。以上で、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第11、報告第2号、専決処分報告については報告のとおり承認いたしました。

日程第13、報告第4号、放棄した債権の報告についてを議題といたします。内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第4号、放棄した債権についてご報告いたします。議案書51ページをご覧ください。平取町債権管理条例第14条第1項の規定に基づき、町の債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。放棄債権についてご説明いたしますので、52ページ、債権放棄調書をご覧いただきたいと思います。放棄する債権、一つ目は住宅改良資金貸付金元利収入

であります。債務者 1 名 1 件の債権で、債権額が 27 万 4653 円です。当条例第 14 条第 1 項第 4 号に該当し、担保物権に係る任意競売による売却の全額を債務の弁済に充てた後の残債務について債権放棄をするものであります。次に教職員住宅貸付料です。債務者 1 名 2 件、債権額合計が 46 万 8000 円です。同条例第 14 条第 1 項第 5 号による徴収停止の要件で、当時、空き住宅の教職員住宅に入居いたしましたが、転出後生活保護となり、今後の徴収が見込めないと判断し放棄いたします。次に、医療費であります。債務者 2 名 2 件の債権で、債権額合計が 7798 円であります。第 14 条第 1 項第 5 号による徴収停止の要件で、債務者の死亡によるものが 1 名 1 件 298 円、債務者が転出後、居所不明となり、今後の徴収が見込めないと判断したものが 1 名 1 件 7500 円です。三つの債権額、債権合計が 5 件 75 万 451 円の放棄であります。以上で、平取町債権管理条例に基づく放棄した債権についてご報告を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で、日程第 13、報告第 4 号、放棄した債権の報告についてを終了いたします。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告いたします。議案 5 件で原案可決 4 件、同意 1 件。報告 4 件で承認 3 件、報告 1 件となっております。

以上で全日程を終了しましたので、令和 4 年第 3 回平取町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

なお、この後 10 時 20 分から議事堂で議員会等の総会を開催いたしますので出席のほど、よろしくお願ひいたします。お疲れさまでした。

(閉会 午前 10 時 10 分)